

令和5年5月31日
 子ども・若者部
 保育課
 保育の質向上担当副参事

区立保育園の特別指導検査に係る改善状況の報告及び
 検証委員会の設置について

1 主旨

令和5年2月に区立保育園に対する特別指導検査※を受け、組織体制等の課題や事例検証を実施するとともに、区立保育園の運営主体として再発防止策を講じるよう文書指摘を受けた。本指摘を受け、改善状況報告書を提出するとともに、事例検証と今後の再発防止を図るため、児童福祉審議会保育部会に検証委員会を立ち上げたので報告する。

※特別指導検査とは、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき実施する検査であり、施設の基準が満たされているか等を確認するため定期的に行われる一般指導検査とは別に、運営等に重大な課題を有する施設に対し必要に応じて随時実施する検査である。

2 本件事案の背景や経緯

別紙、「本件事案の背景や経緯」のとおり。

3 特別指導検査での指摘事項と改善状況報告事項の概要

指摘事項の概要	改善報告事項の概要
1) 当該保育士は、過去にも他の区立園で同様のわいせつ行為の嫌疑があったが、当該嫌疑について、現在の園に配属された際の引継ぎが不足していた。	<p>【園での改善事項】</p> <p>令和2年度当時、園長の引継ぎ書類に職員に関する記載項目はあるが、記入は個人に任せられ口頭の引継ぎもあった。令和3年度末の「園長の手引き」改定後は詳細を記載した書面での引継ぎとしている。今後、重要な事案は、関連記録等も併せ詳細に引き継ぐ。</p> <p>【保育課の改善事項】</p> <p>園長の異動時は、次の基準に則り必ず引継ぎを行うこととし、令和5年5月の臨時園長会で再周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 保育課へ苦情が寄せられた件 ii 保護者からの苦情 iii 区民の声に寄せられた案件

	<p>iv 保育に関し指導しても繰り返す職員 v その他 園長が必要と判断したもの i～vについて、職員に関しては行動記録を作成する。 その他は「園長の手引き」に記載の様式を使用する。</p>
<p>2) 当該保育士の配属当初は、職員の動きに死角を作らない体制がとられていたが、園長の交代後は、その対応が緩和されている。</p> <p>3) 園長個人の判断や言動に依拠するところが大きく、組織的な対応となっていない。</p>	<p>【園での改善事項】 保育体制の中で死角ができない環境設定や人員配置を徹底し、職員間の声の掛け合いを密にする。 令和4年度末に今回の事案の詳細を職員間で共有し、改めて時系列で場面ごとに捉え、子どもへの対応や人権の意識付けを行った。今後も園内研修や保育の振り返りの場を活用し、定期的な話し合いを実行する。また、死角をなくす環境は常に意識し継続している。</p> <p>【保育課の改善事項】 園からの情報収集・情報集約について、保育課は以下の対応を行う。</p> <p>i 保育サポート訪問や園長ヒアリングでの聞き取り内容について、職員対応等、必要な情報は新たに区立保育園情報共有会を設け、共有する。</p> <p>ii 園長からの報告・連絡・相談を、課内で随時情報共有する。</p> <p>iii 必要に応じ、ケース会議を設け対応を協議する。</p> <p>iv 特に子どもへのわいせつな行為については、嫌疑が上がった時点で現場から外すとともに、警察に相談する。</p> <p>v 園長間の引継ぎにおいて、子どもへの虐待の嫌疑については引継ぎを徹底するとともに、保育課でも状況を把握し、園に対して適切に支援する。</p> <p>vi 保育事故防止カメラの設置、死角をなくすなど保育環境を整備する。</p> <p>vii 保護者等から被害の情報があつた際には、園から警察に相談するとともに、保護者等に当日または翌日に衣類等のDNA鑑定を実施してもらえることを園から保護者等へ伝える。</p>

4 検証委員会の設置

特別指導検査の結果を受け、事例検証と再発防止に向け、児童福祉審議会保

育部会に検証委員会を設置する。

(1) 目的

①事例の検証

当該園では、当該保育士の行動について、過去の勤務園でも同様の嫌疑があったものの、その内容に対する引継ぎが十分なされていなかった。これらの事実を確認するとともに、行為の兆候の把握に資する方策の検討や施設的环境等に対する組織としての対応について、課題を検証する。

②再発防止策の検討

区立保育園の運営主体として、保育課の組織的な対応や園への指導の強化を含めた再発防止策を検討する。

(2) 委員の構成

児童福祉審議会保育部会委員のうち、保育の専門的知見を有する委員2名と、組織的課題の専門知見を有する外部委員1名の計3名の委員で構成する。

氏名	所属
天野 珠路	鶴見大学短期大学部教授
宮崎 豊	玉川大学教授
井上 眞理子	洗足こども短期大学教授（外部委員）

(3) 各回の検討内容（想定）

回数、時期	想定 of 議題
第1回（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・わいせつな行為を行う者の特性等の共有 ・特別指導検査の指摘事項の共有 ・園の課題を踏まえた検証
第2回（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・園の課題を踏まえた検証（第1回会議の続き） ・区内施設での再発防止策の検討
第3回（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内施設での再発防止策の検討（第2回会議の続き） ・報告書案の検討
第4回（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・議論の総括 ・報告書の取りまとめ

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年5月下旬 第1回検討会

～ 月1回程度検討会の実施（全4回を想定）

8月 報告書取りまとめ

9月 子ども・若者施策推進特別委員会へ報告

別紙

本件事案の背景や経緯

1 本件事案の概要

令和4年11月、区立保育園に勤務していた保育士が、園児に対しわいせつな行為を働いたという通報が外部からあった。当該保育士は、過去に2回同様の嫌疑があり、当該保育士がお子さんに一人に対応することがないよう配慮を行っている職員であった。本件を受け、保育課では当該保育士を現場から外すとともに、関係者に対するヒアリング調査等を実施したが、確証を得ることができなかった。

その後、捜査機関による捜査の結果、令和5年2月にわいせつ嫌疑で逮捕され起訴されるという事案が発生し、同月、特別指導検査を受けた。

2 嫌疑の経過

特別指導検査により、以下の事実が明らかとなった。

(1) 1回目の嫌疑について (A保育園)

当該保育士が区立A保育園に勤務していた平成28年に、お子さんに対するわいせつ行為の訴えが外部からあった。当該保育士や周囲の職員への聞き取り等を実施したものの、本人が否定し、他の職員からの聞き取りでも見聞きしたという証言もなく、当該保育士を擁護する意見が多数であった。本嫌疑についての確証がないことから、引き続き保育園での勤務を継続させることとした。しかし、A保育園の園長であったC園長は、午睡当番や着替え、トイレの介助等は、当該保育士が一人でお子さんに対応することがないような体制とした。その件は、後任のD園長にも引き継がれた。

(2) 2回目の嫌疑について (A保育園)

1回目の嫌疑を受け、当該保育士が一人でお子さんに対応することがない体制は継続されていたが、D園長は当該保育士の勤務態度等から、嫌疑の翌年の途中からこの対応を緩めることとした。通常の体制に戻ってから2年後の平成31年度に2回目のお子さんに対するわいせつ行為の訴えが外部からあった。同じく、当該保育士や周囲の職員への聞き取り等を実施したものの、1回目と同様、確証は得られなかった。嫌疑を受け、当該保育士への指導を徹底するとともに、午睡当番には入らないことや一人でお子さんへの対応をさせないこととした。

(3) 3回目の嫌疑について (B保育園)

当該保育士は、人事異動により今回事件のあった区立B保育園へ異動となった。異動時のB保育園の園長は、1回目の嫌疑の際の園長であったC園

長だった。C園長は当該保育士からA保育園での2回目の嫌疑は聞かされていたが、異動元のD園長からは正式に2回目の嫌疑の引継ぎを受けていない。令和3年度にB保育園では、園長交代によりC園長からE園長となった。E園長へは、当該保育士の1回目の嫌疑の内容は引き継がれたが、2回目の嫌疑の引継ぎはなく、当該保育士からの報告もなかった。午睡時に一人で対応しないという体制は引き継がれ、複数での対応としていたが、死角を利用した形でお子さんに対するわいせつ行為の訴えが外部からあった。当該保育士や周囲の職員への聞き取り等を実施したものの、確証は得られず、過去2件の事案と同様、保育士を擁護する意見が職員や保護者からもあがった。嫌疑を受け、当該保育士を保育現場から外すとともに、園内を再点検し死角をなくす対応を行った。

当該保育士の勤務園での出来事と園長の対応等まとめ

時期	場所	園長	対応等
平成28年	A保育園	C園長	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の嫌疑。確証なしのため、勤務を継続。 ・午睡、着替え、トイレ等の介助を一人で行わない。
平成31年		D園長	<ul style="list-style-type: none"> ・C園長より、1回目の嫌疑の引継ぎあり。 ・勤務態度等から、一人で対応しないことを緩和。 ・2回目の嫌疑。確証なし。
令和2年	B保育園	C園長	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保育士がB保育園へ異動。 ・2回目の嫌疑は、当該保育士からC園長へ報告した。 ・2回目の嫌疑に関するD園長からC園長への引継ぎはなかった。(当該保育士から直接報告するよう指導した)
令和3年		E園長	<ul style="list-style-type: none"> ・C園長から1回目の嫌疑の引継ぎあり。 ・C園長から2回目の嫌疑については、引継ぎがなかった。 ・午睡の対応等は引き継がれた。
令和4年			<ul style="list-style-type: none"> ・午睡の対応は複数だったが、死角が生じていた。 ・今回の逮捕にかかる3回目の嫌疑の発生。

5世保育第139号

令和5年4月27日

世田谷区 子ども・若者部長 あて

設置者又は事業者

住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷区長

保坂 展人 (印)

電話 03 (5432) 1111

改善状況報告について

令和5年3月30日付 4世保認調第1724号 により通知のあった特別指導検査（実地検査）の結果について、別紙のとおり改善状況を報告します。

1 報告書

ア 改善状況報告書（別紙様式）

イ 添付資料

- ・「園長の手引き」
- ・死角撤去現場写真
- ・保育園事故防止カメラ導入情報化適用申請資料

改善状況報告書

施設・事業所名： XXXXXXXXXX所在地： XXXXXXXXXX

設置者・事業者： 世田谷区子ども・若者部保育課

(改善状況報告書に記載する事項)

検査事項及び 改善を要する事項	改善状況	改善の時期
改善状況として 報告する事項 (改善を要する事項の 全文を転記(根拠法令 等の記載は不要))	①改善を要する状況に至った理由(原因) ②検査結果に対する対策(改善策、再発防止策) ※②は①に対応するものであること ③改善状況(現況) ④改善に至った時期(右欄に記入すること) ⑤改善状況を確認できる書類を添付	

(改善状況)

検査事項及び 改善を要する事項 (文書指摘事項)	改善状況	改善の時期
<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備すること。</p> <p>認可保育所は、児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>貴園においては、保育の中で児童にわいせつな行為を行ったとの容疑で逮捕者が出ている。当該容疑者の事実関係については、今後の司法の判断によるところではあるが、今回の事案の背景として、次の体制上の問題を確認した。</p> <p>1) 当該保育士は、過去にも他の区立</p>	<p>1. 当該園の改善状況</p> <p>① 1) 当該保育士には平成28年、31年に2回の嫌疑があったが、関係園長からの当該園長への引継ぎが不十分だったことで、平成28年の1回分の情報しか引継ぎされておらず、わいせつ行為に対する認識が甘くなってしまっていた。そのため、高い危機管理意識の下での行動がとれなかった。</p> <p>① 2) 3) 令和2年度・3年度の3歳児クラス・2歳児クラス担任時は複数職員で午睡に対応し、死角のない環境であった。引継ぎの不足により令和4年度は5歳児クラスの担任となり、一人で午睡に入ることが生じるとともに、死角のある環境が存在していた。また、個々の職員が感じる違和感や気づきなどを声に出しやすい組織運営ができていなかった。</p> <p>②③ 1) 令和2年度当時、園長の引継ぎ書類に職員に関する記載項目はあるがどこまで詳細に記入するかは個人に任されており口頭での引継ぎとなる部分もあった。令和3年度末の「園長の手引き」改定後は詳細を記載した書面での引継ぎとしている。今後は、重要な事案があった際には、それに関する記録等も併せて詳細に引き継ぐこととする。</p> <p>②③ 2) 3) 保育体制の中で死角ができないよう</p>	<p>④ 1) 「園長の手引き」令和3年度末改定。さらに令和5年5月に再改定を行い、5月23日に臨時園長会を開催し周知</p>

<p>保育園で同様のわいせつ行為の嫌疑が上がっていたが、当該嫌疑について、貴施設に配属された際の引継ぎが不足していた。</p> <p>2) 当該保育士が貴施設に配属になった当初は、職員の動きに死角を作らない体制がとられていたが、園長の交代後では、その対応が緩和されている。</p> <p>3) 新型コロナウイルス感染症への対応により十分な体制が取れなかったことを考慮しても、園長個人の判断や言動に依拠するところが大きく、組織的な対応となっていない。</p> <p>保育に関わる職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、園長のリーダーシップのもと、組織的に取り組むことが必要である。さらには、世田谷区では「保育安全の日」を定め、事故防止と安全管理を徹底する立場であるとともに、世田谷区における保育の実施責任を負う立場でもある。</p> <p>ついては、児童一人ひとりの人格を尊重し、児童が権利の主体となる保育を行うため、</p>	<p>な環境設定や人員配置を徹底すると共に、職員間の声の掛け合いを密にしていく。</p> <p>令和4年度末に今回の事案の詳しい状況を職員間で共有し、改めて時系列で場面ごとに捉え、子どもへの対応や人権について意識付けを行った。今後も園内研修や保育の振り返りの場を活用し、定期的な話し合いを実行していくことを確認した。また、死角をなくす環境は常に意識し継続している。</p> <p>2. 保育課の改善状況</p> <p>① 1) 保育課は引継ぎに関して園に任せきりであった。</p> <p>① 2) 3) わいせつ行為という重大事案に対して確証が持てなかったことから、直ちに初動に入ったものの行為の有無のみの聞き取りにとどまり、課としての危機管理意識不足を招く結果となった。</p> <p>② ③ 1) 園長が異動する際には、次の基準に則り引き継ぎ書を作成し、必ず引継ぎを行うこととし、保育課に報告する。また、課題のある職員が異動する際、行動記録を異動先園長に引継ぐこととする。この内容は令和5年5月の臨時園長会で再周知する。</p> <p>i 保育課へ苦情が寄せられた件 ii 保護者からの苦情 iii 区民の声に寄せられた案件 iv 保育に関して指導しても繰り返してしまう職員 v その他 園長が必要と判断したもの</p> <p>i ~ v について、職員に関しては行動記録を作成する。その他は「園長の手引き」に記載の様式を使用する。</p> <p>② ③ 2) 3) 園からの情報収集・情報集約について、保育課は以下の対応を行う。</p> <p>i 保育サポート訪問や園長ヒアリングでの聞き取り内容について、職員対応等、必要な情報は新たに区立保育園情報共有会を設け、共有する。</p> <p>ii 園長からの報告・連絡・相談を、保育課内で随時情報共有する。</p> <p>iii 保育課で必要に応じ、ケース会議を設け対応に</p>	<p>予定。</p> <p>④ 2) 3) 5歳児室の死角は、2月16日の緊急保護者会後直ちに撤去した。</p> <p>④ 2) 3) 令和4年度末園職員で振り返り。</p> <p>④ 1) 令和5年5月23日臨時園長会開催予定。</p> <p>④ 2) 3) 令和5年2月16日の緊急保護者会後直ちに死角を撤去するよう園に指示。</p> <p>④ 2) 3) 令和5年4月保育課の組織改正により、保育の質向上担当副参事を新たに2名配置し、園支援の取り組み強化を継続。</p> <p>④ 2) 3) 保育事故防止カメラ導入について情報化適用申請「適」判定済。当該保育園は令和5年7月運用開始予定。令</p>
--	---	---

<p>日常的に行っている保育を振り返り、今後このような事案が再び起きないよう、過去の同事案を含めて検証を行い、園及び法人たる区における再発防止策を早急に講じること。なお、検証を行う間においても、保育所は、児童を日々保護者のもとから通わせ保育を行う施設であることから、保育の実施状況の確認を怠ることがないよう留意すること。</p>	<p>ついて協議する。</p> <p>iv特に子どもへのわいせつな行為については、嫌疑が上がった時点で現場から外すとともに、警察に相談する。</p> <p>②③3)</p> <p>i 園長間の引継ぎにおいて、子どもへの虐待の嫌疑については引継ぎを徹底するとともに、保育課でも状況を把握し、園に対して適切に支援する。</p> <p>ii 保育事故防止カメラの設置、死角をなくすなど保育環境の整備を実施する。</p> <p>iii 保護者等から被害の情報があつた際には、保育園から警察に相談するとともに、保護者等に当日中、または翌日に衣類等のDNA鑑定を実施してもらえることを保育園から伝えることとした。</p> <p>3. 特別指導検査を受けての検証</p> <p>嫌疑のある保育士を把握していたにも関わらず犯行を未然に防ぐことができなかったことを重く受け止め、未然防止策の検証について、有識者を交えて実施する。また、再発防止に向け、保育課や園長の組織的な対応を重点的に検証する。</p>	<p>和5年度中に区立保育園全園で運用開始予定。</p> <p>④3) i 令和5年5月23日臨時園長会開催予定。</p> <p>④3) ii iii 令和5年1月園長会で周知済み。</p> <p>④ 検証委員会を令和5年5月26日に開催予定。</p>
--	---	--

(記載上の注意)

- ・検査事項及び改善を要する事項欄には、検査結果通知書の「改善を要する事項」の全文を転記すること（根拠法令等の記載は不要）。
- ・改善状況欄には、改善の状況及び方策を具体的に記載すること。
- ・改善の時期欄には、「〇月〇日以降改善済み」、「〇月〇日までに改善する予定」等、具体的に記載すること。